

新見市教育委員会 11月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和2年11月12日(木) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長谷川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	西 江 厚 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和2年11月12日(木) 午後3時30分から午後5時07分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 9 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 3 件、協議・報告 4 件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第 3 8 号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第 3 8 号 令和 2 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長 議第 3 8 号 令和 2 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は、2 世帯の小学生 2 名について追加申請がありました。資料の 1 ページに記載していますが、新見市就学援助規則第 6 条に準要保護の認定は、『その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の 1. 5 倍以下』とされているところであり、資料の 2 ページに数値を掲載していますが、1 5 6 番の世帯の方については、1. 8 8 倍と 1. 5 倍を超えていますので不認定とし、1 5 7 番の世帯の方については、父親が急逝したことにより世帯の収入が激減したため、教育委員会が特に認めたものとして申請され、数値も 0. 1 3 倍ということで要保護・準要保護児童生徒就学援助の認定が適当と考えられますので、よろしく願います。以上です。

城井田教育長 2 世帯 2 名の追加申請があったということですが、1 名については基準に該当しているため認定し、1 名については基準を超えているため不認定とするという判断ですが、いかがでしょうか。

上田課長	次の議事にも関係しますが、今年度においてはコロナ禍ということで、今年になってから収入が激減している世帯であれば再申請が可能としていますので、不認定となった世帯については、再度状況を確認したうえで再申請についての可否を検討していきたいと思えます。
城井田教育長	今回については、不認定が1名ですので、再申請については説明をおこなうということですね。
上田課長	はい。
松井職務代理者	手続き的なことですが、コロナ禍により今年度になって収入が減った方については、一旦は不認定にしたうえで再申請をしていただくという段階を踏むということですか。
上田課長	そうです。学校から申請が届いているため、申請理由の詳しい聴取ができていない場合もあり、一旦は通常の認定基準等での認定をおこない、コロナ禍による理由であれば再申請をしていただきます。
松井職務代理者 城井田教育長	分かりました。 外に委員の皆様からご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第38号は承認とします。 次に、「議第39号」の説明をお願いします。

議第39号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について

上田課長	議第39号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について説明させていただきます。 これは、来年度の新小学校1年生と新中学校1年生に対する入学学用品費を入学の前年度に支給するものです。資料1ページをご覧ください。来年度入学予定の小学校174名、中学校200名の全てのご家庭に周知したところ、申請があったのは57世帯60名で、内訳は小学校が27名、中学校が33名でした。資料2ページ以降に詳細を記載していますが、新見市就学援助規則第6条における基準である『その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下』という基準で算定したところ、認定基準に該当したものが50世帯53名で、内訳は小学校が20名、中学校が33名でした。認定が不相当とされたものが7世帯7名で、内訳は小学校が7名でした。認定が不相当であったものについては、世帯番号3番から6番、17番、21番、25
------	---

番でいずれも生活保護基準額の1.5倍を超えていますので、不認定とさせていただきたいと思います。ただし、今年度のコロナ禍により収入が激減している場合についての確認をさせていただき、再申請の可能な方については、案内をさせていただこうと思っています。以上です。

城井田教育長

新年度の新入学学用品入学前支給についての申請で、57世帯60名の申請があったということですが、そのうち、7世帯7名については基準を超えているために不适当となっています。前年度の所得に対しては不認定であっても、今年度のコロナ禍により収入が激減している場合については、先ほどの議案と同様に説明をさせていただいたうえで今年度の収入を推測し、基準に見合えば再申請していただいて対応をしていきます。ちなみに、昨年度と比較して何かありますか。

上田課長

昨年度の支給実績については、資料1ページの3をご覧ください。昨年度の入学者数の総数は正式には記憶していませんが、申請があったものに対して認定した割合は、今年度は約9割、前年度は約8割です。このくらいであれば申請できるかなと、制度が保護者の方にも周知されてきたのではないかと考えていますが、就学前の保護者で初めての方は、取りあえず申請されているという状況もあります。

城井田教育長

ただ今の説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

三上委員

認定基準は、前年の所得金額のみのようですが、特別な事情は配慮されないのですか。

上田課長

新見市就学援助規則には規定していませんが、内規に認定の基準となる所得金額について規定しています。内規は外には出さないため、申請者はその金額を知りませんが、「収入に応じて調査をさせていただき、認定をさせていただきます。」と伝え、今年度については、不認定となった方の特別な事情を配慮して再認定するよう対応しています。

城井田教育長

何か、特記事項としての想定をされているものはありますか。

三上委員

特にはありませんが、特別な理由があるために、さらに申請したい人はいないのかなと思いました。

上田課長

対象者は、基本的に資料2ページに記載している申請理由に該当する方ですので、それに当てはまれば申請していただくようにしています。それを受けて、内規に規定している基準で判定させていただいて

いる状況です。ただ、教育委員会が特別に認めたものについては就学援助の対象とすることが出来ますので、そのためには、申請時の事情聴取を丁寧におこなう必要があると考えています。

城井田教育長

以前は学校長が民生委員に地域での状況を尋ねて、証明をいただいていたことがあります。現在は、そこまではおこなわず学校長が保護者から聞いたもので申請できますので、民生委員の証明が不要になったことで申請がしやすくなり、制度の周知さえおこなえば、ハードルは下がっているのではないかと思います。申請数としては増えていると感じますが、子どもたちにとっては支援が行き届くようになったのではないかと思います。外に委員の皆様からご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第39号は承認とします。  
次に「議第40号」の説明をお願いします。

議第40号 新見市立小中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定について

上田課長

議第40号 新見市立小中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定について説明させていただきます。資料をご覧ください。いわゆるハラスメントの防止等に関する要項の制定で、これまではセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱がありましたが、ハラスメントが多様になっている現在の状況を網羅するため、また、本市でも6月1日(月)から同様に「新見市職員のハラスメントの防止等に関する規程」を新たに制定していることを踏まえて、学校においても対応できるように制定するという趣旨です。ハラスメントの内容や用語の意義、校長や職員の責務、研修、相談窓口等を整理し、必要に応じて処理委員会を設置して対応していくよう、学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱を整えたものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

溝尾委員

相談窓口ではいつでも相談できるのですか。また、相談窓口は常に学校になるのですか。

上田課長

いつでも相談できます。基本的には、これまでも学校の中でハラスメントに係る相談体制を整えるよう学校に指導をさせていただいています。相談窓口は、学校教育課としています。学校の中ではなかなか言えない場合もあると思いますので、なるべくどこでも相談できる

体制をとりたいと思い、整えているところです。

松井職務代理者

これは、先生方に対するハラスメントの防止に関するものですか。最近、新聞などで児童生徒に対するセクハラや虐待をした者について、教員免許の剥奪期間等が話題になったりしていますけれども、児童生徒に対することでこのようなものはあるのでしょうか。

上田課長

この要綱の想定は、基本的には学校職員に対してですが、この要綱の第3条第1項第2号に職員等の用語の意義として、児童生徒及び児童生徒の保護者ということで、児童生徒も職員等に含まれています。また、各校の教頭先生がコンプライアンス担当職員として、体制が確立していますので、二重におこなっていきたいと思います。

城井田教育長

このことを周知していく必要がありますね。このような要綱を整備し、学校はこのように対応しますとういことを校長会で話をしたうえで、保護者への通知をすることが必要だと思います。そういう対応で良いですか。

上田課長

現在、学校ではコンプライアンスのことが非常に進み、職員の校内ルールが明文化され、ホームページへの掲載や保護者へ周知するということもありますので、方法は検討しますが、この要綱の内容を周知していきたいと思います。

城井田教育長

幅が広いと、十分精査したうえで校長会を含めて対応をしていきたいと思います。また、状況については教育委員会で報告したいと思いますので、よろしく願います。外に委員の皆様からご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第40号は承認とします。  
次に「議第41号」の説明をお願いします。

議第41号 新見市長屋多目的広場の指定管理者の指定について

名越課長

議第41号 新見市長屋多目的広場の指定管理者の指定について説明させていただきます。この度、新見市長屋多目的広場につきまして、令和3年3月末をもって現在の指定管理者による指定管理期間が終了となります。引き続き、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月市議会定例会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。なお、本件については、10月9日(金)に実施されました新見市公の施設選定委員会において評価していた

だき、その結果、現在の指定管理者であります長屋地域振興会において十分管理できているということで、公募はおこなわず引き続き5年間、管理料は無料で同振興会に指定をするということで決定されています。施設等の概要につきましては、資料1ページから3ページをご覧ください。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第41号は承認とします。  
次に「議第42号」の説明をお願いします。

#### 議第42号 新見市体育施設の指定管理者の指定について

名越課長

議第42号 新見市体育施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。この度、新見市体育施設のうちの新見市西方多目的広場につきまして、令和3年3月末をもって現在の指定管理者による指定管理期間が終了となります。引き続き、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月市議会定例会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。本件につきましても、10月9日(金)に実施されました新見市公の施設選定委員会において評価していただき、その結果、現在の指定管理者であります西方ふれあい振興会において十分管理できているということで、公募はおこなわず引き続き5年間、管理料は無料で同振興会に指定をするということで決定されています。施設等の概要につきましては、資料1ページから3ページをご覧ください。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

この議案についての異議があるのではないのですが、先ほどの議案と内容がほとんど変わらないと思うのですが、別々の議案になっています。長屋多目的広場が体育施設にできるかは分かりませんが、別々の議案になっていることに違和感があります。この方々に指定管理をお任せすること自体に異議があるわけではありません。

名越課長

条例がそれぞれあるという状況ですが、今後、施設の在り方等も含めて検討してまいりたいと思います。

城井田教育長

外に委員の皆様からご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第42号は承認とします。  
次に「議第43号」の説明をお願いします。

議第43号 令和元年度（仮称）新見市学校給食センター新築工事請負契約の変更について

田中課長

議第43号 令和元年度（仮称）新見市学校給食センター新築工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。別紙で用意させていただいている説明資料をご覧ください。学校給食センターの新築工事につきましては、「建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事」の3つの工種に分け、それぞれ工事施工業者と請負契約を締結しています。3つの工事とも予定金額が1億5千万円以上の工事に該当するため、昨年6月市議会定例会において、契約議決を得ています。現在、本年12月25日（金）までの工期内完成に向けて工事を進めていますが、工事をおこなっていく中で各工事とも変更が生じています。それに伴いまして、請負金額も増額の変更となる見込みです。本来であれば、12月市議会定例会に工事請負変更契約の議案を上程するところですが、工期が12月25日（金）と迫っているため、当該の変更契約につきましては、市長の専決処分をおこないたいと考えています。また、議会に対しましては、12月市議会定例会に報告し承認を求めたいと考えています。資料の3番で、変更内容を説明させていただきます。建築主体工事については、変更後が6億8700万1700円で、2700万1700円の増額が生じました。主な変更内容は、油水分離槽を地下に埋め込み、油と水を分離させたものを処理して下水に流すという工事です。地下6メートルくらいを掘ったところにおいて、水が湧き出て工事が難しくなったためその止水工事にかかるもの、それから、屋上の屋根配管スペースの設置をするというものです。電気設備工事については、変更後が2億1963万4000円で、1283万4000円の増額となります。主な変更内容は、調理場内はインターホンのみでのやり取りを考えていましたが、外部とも通じるように電話設備を設置し、受電設備の内容変更、サップに対応した照明器具の一部変更です。機械設備工事については、変更後が8億1987万6200円で、1687万6200円の増額となります。主な変更内容は、当初からあった炊飯換気システムに加え脱臭設備の追加、ボイラー排水用の中和装置の追加、厨房機器の変更です。なお、これらの増額は予算内での変更となります。資料の2ページに記載しているように、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないときに、専決処分をおこなうことができることとなっていますので、それに基づいて3件の専決処分をさせていただくものです。以上です。



城井田教育長 工事の関係は非常に複雑で、分からないことが沢山ありますが、最終的には議会の承認が必要となるため、次回の議会である12月市議会定例会で専決処分をしたものについての提案をさせていただき、承認を得る必要があります。今回については、専決処分をすることで執行ができるという形にさせていただくということをご理解いただけたらと思います。ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第43号は承認とします。  
次に「議第44号」の説明をお願いします。

議第44号 新見市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について

田中課長 議第44号 新見市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。資料の2ページ新旧対照表をご覧ください。現在の新見学校給食センターは、令和3年3月で閉鎖し、新年度から新たに稼働する正田地内の新見市学校給食センターに移行することになります。それに伴って、名称及び位置について改正をおこなうものです。新たな名称は、新見市立新見市学校給食センター、位置については、新見市正田11番地1です。施行は、令和3年4月1日からとなり、今後、12月市議会定例会に上程させていただこうと考えています。当該工事は順調に進んでおり、工期内の完成予定です。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第44号は承認とします。  
次に「協第12号」の説明をお願いします。

協第12号 第3次新見市子ども読書活動推進計画について

名越課長 協第12号 第3次新見市子ども読書活動推進計画について説明をさせていただきます。この読書活動推進計画につきましては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「第3次新見市子ども読書活動推進計画」を策定しています。本計画は、平成26年に策定した「第2次新見市子ども読書活動推進計画」の実施期間である概ね5年間の経過したことに伴い、その成果と課題を踏まえて、平成31年に策定された「第4次岡山県読書活動推進計画」の内容を基本とし

て検討してきました。計画案については、事前に委員の皆様へ送付させていただいているため、詳細については省略させていただきますが、本計画の概要及び特色について説明します。本計画については、3つの部門で構成しています。第1は「計画について」であり、趣旨・目的・基本方針・計画期間・対象を定めています。第2は「第2次計画の取組と成果、課題、情勢の変化」とし、成果と取組では、学校・家庭教育、人材育成、市立図書館機能について検証をおこなっています。本市の現状と課題でも、ここで分析をおこなっています。情勢の変化については、図書館法や学校指導要領の変化、情報通信手段の普及・多様化についての検証をおこなっています。第3は「子どもの読書活動の推進方策」ということで10ページ以降にあるとおり、7部門の役割を具体的な取組を交えて記載しています。本計画の特色としての1点目は、計画の対象範囲を変更しています。第2次計画では、乳幼児から中学生まででしたが、第3次計画では、0歳から18歳までとしています。2点目としては、先ほどもありましたが、推進方策を2部門から7部門にし、それぞれの役割を明文化しています。本委員会でご確認いただいた後、市長の決裁を経て、令和3年1月からを目途に運用を開始したいと考えています。以上です。

城井田教育長

事前に計画案を送付させていただいており、訂正等についてのご意見は特に寄せられていないということですが、何かお気づきの点等がありますか。

松井職務代理者

この計画の内容についてはではないのですが、8ページに新見市図書館蔵書冊数という資料があります。中央図書館の蔵書冊数が充実していることは当然のことだと思いますが、各分館の蔵書冊数のうち、哲西が飛び抜けて充実しています。施設の問題やこれまでの経過もあるかと思いますが、随分と違いがある状況で地域によって差があるということは、あまり好ましいことではないと思います。中央図書館が、周辺地域に対して貸し出しや返却がしやすくなるような体制を今後さらに充実させて欲しいと思います。オンラインを使って検索できる体制にしていることには敬意を表しますが、さらに運用についても進めていただき、利便性が高くなるような図書館運営をしていただきたいと思います。

名越課長

確かに蔵書冊数の差があることは、認識しています。現在、各図書館はオンラインで結ばれており、中央図書館の本を支局の図書館で借りたり返したりすることや、県立図書館の蔵書も同様にてきてはいますが、そのあたりの周知がさらにできるよう図っていきたいと思っています。

城井田教育長

移動図書館車については、学校や就学前施設だけではなく民間の公会堂等にも行くように昨年度から進めています。蔵書冊数が少ない大佐、神郷、哲多地域へ重点的にサポートせざるを得ない状況です。この3つの地域に新しい施設を作ることは難しい時代となっているので、移動図書館車が学校へ行った時に地域の方に来ていただいてもいいという仕組みをつくろうと考えています。さらに、令和5年4月1日からは市内の小中学校全てに、新学校給食センターから給食が配送されるため、それをうまく活用して、本の移動を取り込めるようにすることで利便性を高めることもできるので、いろいろ組み合わせて足りないところを補えるような仕組みを検討していきたいと思います。今後も、いろいろなご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。この「第3次新見市子ども読書活動推進計画」については、計画どおり令和3年1月以降に運用を開始させていただくことでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

城井田教育長

それでは、協第12号は承認とします。  
次に「報第20号」の説明をお願いします。

報第20号 園・所・学校訪問の実施報告について

上田課長

報第20号 園・所・学校訪問の実施報告について説明をさせていただきます。前回の教育委員会以降も、委員の皆様方には可能な範囲で学校及び就学前の園・所への訪問をしていただき、ありがとうございます。状況については、資料のとおり事務局職員が簡単にまとめていますので、個々の報告はしませんが、訪問いただいた委員の皆さんから気になること等何かあればお聞きしたいと思います。以上です。

城井田教育長

訪問いただいた中で、お気づきの点やご指摘等何かありますでしょうか。

三上委員

いくつか行かせていただきましたが、基本的に小規模校が多く先生方が少ない中で、少し気になる子たちに対して同じクラスの中で支援をされていました。先生方も、経験値が高い方が気になる子たちのサポートをされていると思われれます。その先生のサポートについてですが、発達障害の子たちの支援に対する研修等はどのようにされているのかが気になりました。

上田課長

思誠小学校内に特別支援教育推進センターを設置し、インクルーシブな教育活動として集団での学びをはじめとし、その子に応じて、学びの場をどこに設定するのが適切であるかを考え、普通学級・特別支

援学級・通級教室等いろいろな場を整え、実施しています。それぞれに携わる先生方の専門性を高めるため、昨年度も研修会をおこなっている状況で、今年度も継続しておこないたいと思います。先生方の年齢構成や経験値も様々で、小規模校では、20代の先生1名と50代の先生2名という構成もありますので、学校の中での研修体制（OJT）についても、各校での工夫や中学校区での情報共有等をしていただいているところです。先生方の専門性を高めていただくことは、大きな課題として様々な取組を推進しているところです。

城井田教育長

特別教育推進センターの支援員に対する研修についても、スタートしています。支援ができるできないに個人差が出ないよう一定の意識を持っていただくため、または困っていることに対しての議論をしていただく研修を始めました。また、ユニバーサルデザイン（UD）に関する研修をリモートでおこないましたが、時間で働いていただいている方が沢山いるため、工夫をしておこなっています。

上田課長

支援員には研修としての時間を付与していますが、潤沢ではないのが現状です。来年度に向けての計画も立て始めたところですので、ご指摘いただいた専門性を高め、全ての職において知見を広めていく研修も継続的におこなってまいりたいと思います。

城井田教育長

外に委員の皆様から何かありますか。

松井職務代理者

複式の学級なども見せていただき、先生方が工夫しながら授業されている様子でした。小学校の児童が明るい顔で授業を受けているのが、非常に印象に残りました。また、市教委事務局が少しでも先生方の負担を軽減するため、指導員の方を付けている様子を見て学校運営がうまくいっているなど感じました。今回は、小学校と中学校に行く機会がありましたが、小学校の児童が非常に明るく学習活動に積極的に取り組んでいるのに対し、中学校になると学習の様子が、見ていて辛い場面があったりして気になりました。最近是对話的な学習といわれていて、共同学習やグループ活動を取り入れた授業が多く目に付いたのですが、形として取り入れているだけという場面も少しあり、そのあたりが気になりました。いわゆる研究授業や指導主事を招いて、市教委事務局の指導担当の先生が行かれてという形ではなく、先生方が学校での日常的な授業をお互いに見ての研究等、そのあたりがどのようなになっているのか気になりました。

上田課長

私も学校訪問に同行しましたが、確かに共同学習やグループ学習でグループになっただけという印象を受けるケースもありました。ただ、共同的に対話的な学習を目指して授業されていたものがあつたの

も事実です。各学校においては校内研究のテーマを設定し、授業研究をおこなっており、教育委員会事務局としても校内研修支援体制を整えています。それぞれ教科部会等の任意教育研究団体が研究を重ねられ、専門性や授業力のアップに努めていただいています。OJTとOff-JTの組み合わせはどうあるべきか、シンクタンクである教育センターでの研修も含め、指導主事を招へいしての研修をおこなっている学校もあります。11月16日(月)には文部科学省の教科調査官も来られ、新見第一中学校の数学の先生が、学力向上に向けた授業力アップの研究授業をされます。それぞれの学校で、OJTとOff-JTをうまく組み合わせて授業力アップに努めている状況です。子どもたちの発達段階もありますので、授業の中でも苦慮するところはあるという印象は受けています。

城井田教育長

中学校の学校数が5校となり、各教科の先生数が多くても10名以下となっている状況で、明らかに力は落ちていると思います。子どもたちに教えるという点で力が落ちているのではなく、先生方が集団の中で自分の力を高めていくという意味で、力が落ちているのではないかということです。かつて20数人が各教科にいて、その中で研究を十分にできていたものが7～8人の先生しかおらず、その中に新採用職員も2～3人含まれている状況がありますので、研究をするということがやりにくくなっています。そこで、研究の主体を教科ではなく、各学校へ移そうとしているところです。教科によっては、口を挟みにくい専門性の部分もありますが、主体的な共同の学びについては教科の枠を超えてできるので、研究の主体を各学校へ移そうとしている過渡期であると私は思っています。教育委員会事務局は、教育研修所でもありますので、教育研修所が主体的に共通のテーマを設けて学んでいこうとしています。教師達は、そういうことに取り組み頑張ろうとしていますので、最大限支援をしていきたいと考えています。来年度は、昨年よりは少し変わったなと思えるように、毎年少しずつ研修を進めていきたいと思えます。外に委員の皆様から何かありますか。

長谷川委員

野馳小学校に行かせていただきましたが、4年生がおとなしく反応が薄いと話すと、校長先生も気になっていることであり、教師がもっと児童に発表させるような授業にするよう指導していかないとと言われていました。また、児童の掲示物に対しての先生のコメントがなかったと思います。そのことについては、働き方改革の関係もありなかなか教師に伝えづらいと言われていたのが印象的でした。また、先日教育委員の研修で「非認知能力」についての講演を聞きましたが、高尾小学校ではその講演を単独で実施しているので、他の学校にも拡がって欲しいと思えます。就学前教育も含めて、新見市の教育として「非認知能力」について力を入れていくのかということが気になりま

した。

上田課長

各学校のそれぞれの学年によって特性はあると思いますが、最近では校長先生もリーダーシップを取って、教頭や教育主任と連携をとって対応している状況は聞いています。先生もいろいろな方がいらっしゃいますが、その中で学校として整えていただいている状況です。コメントの記入や子どもたちへの対応など、アナログ的なことも大事にすべきことはあり、子どもたちの意欲向上のために何が必要で何が省けるのかを学校の中で考えていただきたいと、常々学校にお願いしています。「非認知能力」については、就学前教育の新しいカリキュラムの中で大きく取り上げていることでもあり、小学校へも繋がっていきます。耐える力や人と関わる力等は学習で会得することではなく、重要なものであると認識しています。学校では、教科指導や領域指導の中で目的として目指していきますが、ベースとしているのは間違い無いと思います。教育委員会としては大事にさせていただきたいと思わずし、必要なことは情報提供として発信していきたいと思っています。

城井田教育長

外に委員の皆様から何かありますか。

溝尾委員

新見南小学校に行かせていただきました。ひとクラスに10人以上いたので、規模的にバランスが良かったのかなと思いました。新見市内には小規模な学校も多いと思いますが、小規模校は小規模校なりに良いところはあると思うので、次回はそういう所にも行ってみたいと思います。

城井田教育長

今年は時期的なものもありかなり窮屈な日程となってしまいましたが、来年度は少しゆとりを持って学校訪問等を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。本日のご意見につきましては、校長会等でお伝えしていきたいと思ひます。

次に「報第21号」の説明をお願いします。

報第21号 令和2年度新見市成人式について

名越課長

報第21号 令和2年度新見市成人式について説明をさせていただきます。概要を添付していますが、令和3年1月2日(土)にまなび広場の大ホールでおこないます。今年のスローガンは「山茶花(さざんか)」とし、花言葉は「困難に打ち勝つ」、「ひたむきさ」ということで実行委員会が考えたものです。対象者は274名で、現在112名の申し込みが届いています。内容は、式典とアトラクションを予定しており、従来はアトラクション後に懇親会をおこなっていましたが、今年度は新型コロナの関係で密を避ける意味で中止としていま

す。実行委員会は9名で現在準備を進めていますが、今年度は新型コロナウイルス対策も含めて、注意を払って企画しているところです。以上です。

城井田教育長

コロナ禍での成人式の実施について、実行委員の皆さんも苦慮しながら考え抜いて、来賓等についても縮小し、自分たちの成人式を今の段階ではこのような形で実施したいということです。

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「報第22号」の説明をお願いします。

報第22号 第17回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ボランティアスタッフの公募について

名越課長

報第22号 第17回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ボランティアスタッフの公募について説明をさせていただきます。こちら、コロナ禍の中でどのようになるか見えない部分ではありますが、実施予定で現在準備を進めています。この大会につきましては、以前より中学生のボランティアスタッフを募り、大会運営やアナウンスのサポートをしていただいています。期日は、令和3年3月27日(土)から29日(月)までの3日間を予定しています。なお、募集については市報や市のホームページへの掲載、中学校への依頼等をおこないます。以上です。

城井田教育長

これについても、どのような状態になるか分かりませんが、準備を進めています。

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長

11月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時07分)